

株式等の振替手数料の料率引下げに伴う規則等の改正について

1 改正の趣旨

株式等の振替手数料について、料率の引下げを行うこととし、株式等振替制度に係る手数料に関する規則、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則及び受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則の一部を改正することとする。

2 改正の概要

- 株式の振替手数料の料率を以下のとおり引き下げる。

	現 行	変更後
一般振替（標準料率）	160 円/件	150 円/件
区分口座間振替	16 円/件	15 円/件
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替（標準料率）	80 円/件	75 円/件

（注）一般振替の軽減料率（ 1日当り 6,000 件を超える部分、 1日当り 500 件以下の部分、 単元未満の部分）及び日本証券クリアリング機構の決済に係る振替の軽減料率（ 1日当り 4,000 件を超える部分、 1日当り 500 件以下の部分）の軽減率は、現行どおり標準料率の 50%とする。

- 新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、上場投資信託受益権、外国株券等及び受益証券発行信託の受益証券の振替手数料についても、株式に準じた料率（一般振替：150 円/件、区分口座間振替：15 円/件、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替：75 円/件）とする。

3 施行日

料率の引下げは、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

以 上